

浦添市請負工事成績評定要領

第 1 章 評定

(目的)

第 1 条 この要領は、本市が執行する請負工事の完成に伴う工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、原則として 1 件の請負工事額が 500 万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、建築物の解体工事、検査命令権者が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができるものとする。

(評定者)

第 3 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、浦添市工事検査規程（昭和 52 年 9 月 1 日訓令甲第 2 号）第 2 条に定める検査員並びに工事を担当する課長、浦添市請負工事監督規程（昭和 53 年 2 月 10 日訓令甲第 1 号）第 2 条に定める主任現場監督員及び現場監督員とする。

(評定方法)

- 第 4 条 工事が完成したときは、工事成績採点表により工事ごとに独立して、評定を行うものとする。
- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して公正かつ的確に行うものとする。ただし、一つの工事で監督員若しくは、検査員が 2 人以上の場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。
 - 3 評定は、検査時点の状態を対象とし、検査の結果手直しがあった場合、手直しの完了後に再び評定することはない。
 - 4 工事成績の採点は、別記様式第 1「工事成績採点表」及び別紙 - 1、2、3、4 の「工事成績採点の考査項目の考査別運用表」により行うものとする。
 - 5 細目別評定の採点は、別記様式第 2 によるものとする。
 - 6 評定結果は、別記様式第 3「工事成績評定表」に記録するものとする。
 - 7 評定にあたっては、別紙 - 5「施工プロセスチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関して、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定の時期)

第 5 条 担当する工事の評定者で、課長及び主任現場監督員、現場監督員については工事完成に伴う予備検査が完了したとき、検査員は、完成検査、一部完成検査及び中間検査の完了時に、評定を行うものとする。

(採点表の提出)

第 6 条 検査員は評定を行ったときは、遅滞なく採点表を当該工事の担当課長に提出するものとする。

第2章 通知

(評定結果の通知)

第7条 契約検査課長は、検査員である評定者から採点表の提出があったときは、当該工事の受注者に評定結果を速やかに工事成績評定通知書により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約検査課長は、評定結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第9条 評定の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約検査課長へ評定点についての説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第10条 契約検査課長は、評定の通知を受けた受注者から評定点について説明を求められた場合は、書面により速やかに回答するものとする。

2 契約検査課長は、前項の回答を行う場合は、浦添市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し委員会の意見を求めることができる。

第3章 浦添市工事成績評定評価委員会

(委員会の設置)

第11条 前条第2項に基づき、工事成績の評定点に関して公平かつ適正に審議するため、委員会を設置する。

(委員会の事務)

第12条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 通知した評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(組織及び構成)

第13条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 委員長：総務部長
- (2) 副委員長：都市建設部長
- (3) 委員：道路課長、区画整理課長、建築営繕課長、美らまち推進課長、工務課長

(委員会の招集)

第14条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めた場合は、委員会に関係職員を出席させ意見を聴くことができる。

3 委員長が不在の場合は、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、契約検査課が行うものとする。

附 則

この要領は、昭和 52 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、昭和 54 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。